

ロンドンのオープンスペース

—ハムステッドヒースの事例—

宮 平 真 弥

はじめに

本稿は、ロンドンのコモンズがオープンスペースとして公衆に開かれていく過程を描くことを目的とし、特に、ロンドン北西部のハムステッドヒースを対象とする。

ロンドンの一人当たりの都市公園面積は約27平方メートルであるが、東京都区部は3.1平方メートルである（国土交通省ウェブサイト、「大都市のリノベーションの進捗状況について」）。ロンドンでは、都市部にもハイドパーク、リージェンツパーク等の大規模な公園が憩いの場として多くの近隣住民に親しまれており、観光客も多数訪れている。しかしロンドンの特徴は、こういった有名な公園以外にも、いたるところに大小さまざまな公園、緑地が存在することだろう。そしてよく利用されている。犬の散歩、風揚げ、フットボール、クリケット、公園の池での水泳、ボート遊び、つり、乗馬など利用方法はさまざまである。

このような状況は、19世紀以降、地主による入会地囲い込みに地域住民が反対し、入会地を公衆に開かれたリクリエーションの場とする動きとなったことで実現した。この過程を平松紘に倣い「コモンズのオープンス

ペース化」と呼ぶことにする。

ロンドンのオープンスペースの研究は、それ自体少ないが、後述するように平松紘、戒能通厚、三俣学などが先駆的に取り組んできた。これらの先行研究から多くを学ばせてもらったが、先行研究の中心は、オープンスペース化を進める立法の経緯、そしてコモンズ保存協会（the Commons Preservation Society）の活動だった。一方、フレデリック・ポロックの1895年の著作によると「入会地や人道の保全のための地方の団体が、地方の幾つかの地域で形成され……効果的に不法拡張に抵抗して」いる^(注1)。本稿は、「地方の団体」の一例として、およそ120年前、ハムステッドヒースのオープンスペース化に重要な役割を果たし、現在でも活動を行っているヒース・アンド・ハムステッド協会の活動にも注目することとする。

あらかじめ概要を提示すると、①入会地囲い込み以前からヒースは様々な形態で利用されていた、②地域住民が囲い込みに抵抗し、さらに、③コモンズ保存協会のサポート、④19世紀後半の立法が後押しするという条件のもと、ハムステッドヒースのオープンスペース化が実現し、その後も地域住民団体によるオープンスペースの拡大、環境保全、景観維持が継続されているというものである。

なお、本稿では「コモンズ」という用語を、次のような意味で使用する。すなわち、「地域社会の人々が、その地域にある天然資源ないしは空間を、外部からの強制によるのではなく、私的な利潤追求のためにでもなく、共同で利用し管理する制度」及び「共同利用・管理の対象となる天然資源ないし空間そのもの」^(注2)。本稿においては、農民が放牧、泥炭の採取などをしてきた入会地がこれにあたるし、これらの土地が公園としてオープンスペース化した後もコモンズに該当する。また、コモンズの訳語として、便宜的に「入会地」を用い、コモンズを利用する権利を「入会権」としておく。

一 19世紀のコモンズ囲い込みと保全立法

1 囲い込みの進展から入会地の保全へ

本稿ではコモンズ概念、類型、歴史的な変遷について詳しく論じる余裕はないが、必要最小限の範囲で、囲い込みの進展とこれに対する抵抗の過程を説明する。

平松紘は以下のように概要をまとめている。

18世紀初頭から4000以上の個別囲い込み法によって進行した農業革命は、1773年の入会地とオープンフィールド改善法（Act to improve common and open field）を出発にして入会地の囲い込みに及んだ……そして、最初の一般囲い込み法である1801年法はそれ以前の個別囲い込み法を集約する規定をおき、1831年囲い込み法は、領主と入会権者の同意による50エーカー以下の荒地の耕地化を認めた。……1836年囲い込み法は、その文言からすれば耕地のみを対象としているが言外に入会地の囲い込みは想定されていたといわれ、1840年囲い込み法はそのことを規定した^(注3)。

さらに、「1845年一般囲い込み法」により手続きが統一され、1845年から1869年までに、946箇所、618800エーカーが囲い込まれた。

このように18世紀から19世紀中葉にかけて、囲い込みが進むのであるが、19世紀後半から歯止めがかかっていく。1866年首都圏入会地法は、首都圏警察宮内の入会地の囲い込みを全面的に禁止し、1878年首都圏入会地法は、入会地の消滅を防ぐ目的で、入会権が付随する保有財産の買い取り権限をロンドン市に与えている。そして1899年入会地法は、近隣住民の入会地へのアクセス権を認め、また、地方自治体が入会管理主体となる方向を示した^(注4)。

このような過程において、コモンズ保存協会と地域住民が大きな役割を果たしている。次にその概要をみていく。

2 コモンズ保存協会の活動

コモンズ保存協会（現オープンスペース協会）は、下院議員レフェーブル、哲学者ミル、弁護士のポロック、同じく弁護士のラウレンスらによって、1866年に設立された。後にナショナルトラストを設立するオクタヴィア・ヒルも初期メンバーである。設立の公開集会では、オープンスペースの保全は絶対に欠かすことができないとの趣旨を確認し、協会を圧力団体として確立していく決意を採択している。協会の主な活動を分類すると以下のようなになる。

訴訟については、①協会の弁護士による訴訟援助、②協会が訴訟の提起を促す、③協会が訴訟費用等を援助、④歴史的事実の調査、があげられる。訴訟外では、①囲い込み当事者と協会が直接交渉、②開発法案に協会が反対、③議会で立法について、協会が修正、法案を提出、④計画案の草案を協会が作成、⑤協会がマスコミ、世論を通じて住民を喚起する、といった活動を行っていた^(注5)。

ハムステッドヒースとの関係では、訴訟において協会が協力している。すなわち、「入会地確認と囲い込み差し止め命令を求める代表訴訟の最初のケースであるハムステッド・ヒースも、「協会」弁護士の主導で行われた」^(注6)。

この弁護士はロバート・ハンターである。彼の活躍は以下のようなものである。「協会の弁護士ロバート・ハンターの指揮する一連の訴訟によって、ウインブルドンおよびウォンズワースの共有地、ハムステッドにあるヒースの茂る原野、プラムステッドにある共有地、エッピングの森を公衆のために確保した」^(注7)。

次に、ハムステッドヒースのオープンスペース化をみていく。

二 ハムステッドヒースがオープンスペースになるまで

1 概要

ハムステッドヒースが開放される経緯を、戒能通厚が簡潔に紹介している。

1818年、この地帯は、サー・トマス・マリヨン・ウィルソン (T. M. Wilson) という新領主を迎えた。彼は、前述のマートン法に依拠して、このヒースに入会権を有すると主張する3、4人の贍本保有権者の入会権のみ承認し、彼らのため「十分な入会地」を保留していると主張して、この秀麗なヒース地帯の残余のほとんどの部分を囲い込み、そして1829年には国会に私法律案を上程し、継承的財産設定 (settlements) のため自ら「生涯間権」しか有さないこの地全体について、建築業者に対して長期の建築用定期不動産賃借権 (building lease) を設定するための、すなわち彼の生涯を超える長期の賃借借をなすための、権能を取得しようとした。……ハムステッド・ヒースは、1868年ウィルソンの突然の死により、その相続人と首都圏事業局との間で平和裏に処理され、この地は全体として同局に買収され、その管理に置かれることになった^(注8)

ウィルソン卿と地元住民との争いは42年間に及び、彼は囲い込みの私法律を7回国会に提出しているが、すべて否決されている^(注9)。なお、贍本保有権とは、領主直営地における隷農の土地保有権であり、マートン法 (the common act 1236) とは、自由保有農民が十分に放牧地をもっていることを条件に、領主に入会地の開発を認めた1236年の法律である^(注10)。マートン法は、19世紀末まで存続し、領主のコモンズ囲い込みを正当化していた。

次に、ハムステッドヒースの歴史的な利用形態、ウィルソン卿の開発計

画，住民の抵抗，買収の経緯などを見ていくことにする。

2 ハムステッドヒースの歴史とオープンスペース化

以下，主として，アラン・ファーマーの著書「ハムステッドヒース」(Alan Farmaer, Hampstead Heath, 1984)を参考にこの地域の歴史を紹介したい。

i 前史

中世のハムステッドヒースは，修道院長や修道士が領主となっており，土地を領有していたが，ハムステッドヒースの入会権者達（コモナーズ）は入会地を利用する権利を持っていた。例えば，入会地における放牧，薪の採取，泥炭を掘り出すといった権利である。

18世紀には，ハムステッドの泉の開発が進み，ファッショナブルなスバの街として，多くの人が集うようになった。18世紀前半にはロンドン中心部は大気汚染，水質汚染が進行しており，きれいな空気と水がハムステッドの魅力となっていた。領主は転々と変わっていったが，いずれも不在地主であり，現地の代理人が実権を握っていた。臆本保有権者は入会権を有しており，放牧等の利用を続けていた。

19世紀の初頭，イングランドの貧困，失業がハムステッドにも波及し，当時の新聞も批判的に報道した。1830年代，領主はヒースキーパーを雇い，ヒースの監視をさせていた。村人がヒースに入り込み，柴，砂，木の枝などを持ち出すのを防ぐことがヒースキーパーの仕事だった。ヒースキーパーの日記が残っており，これによると夜中に見回ることもあり，時には村人に殴り倒されたという。

このように，中世以来，入会権者達はハムステッドヒースで，放牧や薪の採取等の利用を権利として認められていたところ，19世紀に入り，領主がマリヨン・ウィルソン卿に代わってから，利用を制限されるようになっていき，徐々に軋轢が生じてくる。1829年には，ウィルソン卿とハムステッド住民との40年戦争が幕を開ける。

ii ウィルソン卿の囲い込みと住民の戦い

1820年代、ハムステッドヒースの領主は、マリヨン・ウィルソン卿であり、彼はハムステッドの最大の地主でもあった。彼の父親は、ハムステッドの地所に建物を建てることを望んでおらず、その旨の遺言を残して、1821年に死去した。ウィルソン卿はハムステッドを開発から守る意図を持っていなかった。1826年に、近隣にフィンチリーロードができて、周りの不動産価格が高騰すると、1829年に自分の土地に99年の不動産定期賃借権を設定する私法律を議会に提出した。その際、父親が不動産賃借権の権限を自分に与えなかったのは単なる過失であると主張した（彼は1824年には過失はなかったと証言しており、これと矛盾していたのだが、だれも気付かなかった）。

この私法律の提出に対して、モーニングヘラルド紙は、「ロワークラスを蔑にしている」、「新鮮な空気の楽しみを奪うな」と批判的に報じた。世論の後押しもあり、この法案は否決された。1843年、1844年にも私法律を提出したが、いずれも否決された。

ウィルソン卿は方針を変え、自分の所有地に家を建て、その一部をレクリエーションのための装飾された公園（オーナメンタルパーク）にすることにし、柳、オーク、スギ等を植え始めた。しかし橋の建設中に歴史的遺物がでてきたため、再び不動産賃借を追及するようになる。1853年に、ウィルソン卿は、政府にハムステッドヒースと、隣接する土地を新しい公園として買わせる準備を進め、その計画をクッカーウェルに任せた。ハムステッド教会区は、30名の委員にからなる委員会を組織し、政府と交渉したが、政府は全額負担できないと回答した。当時のロンドンにはロンドン住民のために出費する行政主体がなかった。しかし、この計画は、行政がハムステッドヒースを買い取り、保全する第一歩となった。

iii ハムステッドヒースの買い取り

ハムステッドヒースの保全には、行政の買い取りしかないことが明らか

になったが、自治体にはその費用がなかった。しかし1855年に、首都圏建設局（the Metropolitan Board of Works）が新たに設定され、地方自治体が、首都圏の利益のために資金を調達する道が開けた。

1860年代には、オープンスペースの国民的キャンペーンが進行する。とりわけ、1864年にウインブルドンコモンを巡る闘争が領主と入会権者達の間で発生しているが、最終的には、一般公衆に開かれた公園になった。

1865年、コモンズ特別委員会において、ハムステッドヒースの紛争に関する話し合いが行われた。ウィルソン卿はあくまで、ハムステッドヒースは自分の私有地であり、囲い込み、建物を建てる権利があると主張した。ただし、相応の額でなら売却してもよいと答えている。

1866年、ミッドランド鉄道は、線路拡張工事のため、砂利を必要としていた。ウィルソン卿はヒースから砂を採掘して売却していた。さらにイーストパーク（ヒースの東側）をレンガ製造所として開発することを決定した。同時に1865年から1866年にかけて、フィンチリーロードにビルを建てる私法律案を提出している。

同じ年、1866年首都圏入会地法が制定され、ロンドンの入会地を保護する手続が規定されたが、マートン法を廃止することはできなかったため、囲い込みの可能性は残った。同時期に、エッピング、バークハムステッド、プラムステッド、トゥーティング等で領主の囲い込みが進んでいた。

ハムステッドヒースの問題に関して、コモンズ保存協会は、買収の交渉を始めたが、ウィルソン卿の要求額が高額だったため、交渉は難航した。1867年、チャールズ・ディケンズは、ヒースを守る人たちを後押しする記事を書き、パンチ紙もウィルソン卿を攻撃した。

この紛争は意外な結末を迎える。1869年、ウィルソン卿が死去したのである。相続人は兄弟のサー・ジョンであった。彼はフレンドリーな人物で、売却の交渉に応じ、首都圏建設局は45000ポンドで彼の土地を買い取ることとなった（なお、この時の面積は220エーカーでしかなかった）。そして、

1871年にハムステッドヒース法が制定され、オープンスペースとなった。

ここまで見てきたように、領主ウィルソン卿の度重なる囲い込みを阻止した要因は、世論の後押し、コモンズ保存協会の活動、そして入会地保全のための立法であったことがわかる。その背景として、ハムステッドヒースは、もはや入会権者だけが放牧や採草のために利用する場ではなくなっており、レクリエーションの場として、一般公衆に利用されていたことがあげられる。1820年代にはダンス、ロバ乗り、そり遊び等が盛んに行われおり、訪問客をあてこんで、大勢の芸人が集まるようになった。1850年頃からハムステッドヒースフェアが開催されるようになり、1860年にハムステッド鉄道が開通してからはさらに多くの人が訪れるようになった。訪問者は、1864年には年間5万人、1880年代には年間10万人を超えるようになった。その中には、ディケンズ、マルクス、シェリー、キーツ等が含まれる。

iv ハムステッドヒースの拡大

1869年に相続したサー・ジョン・ウィルソンは、イーストパークには手を付けなかったが、先代のウィルソン卿が21年間の賃貸契約をしていたレンガ製造所は、ヒースの東側一帯を破壊していた。1876年、サー・ジョンの息子、スペンサーが父親の財産を相続する。彼はレンガ製造所の契約期限後に、建物を建てるつもりだった。地方新聞は、イーストパークとパラメントヒルの保護が必要であるという記事を掲載した。1884年、エドワード・モーリスとコモンズ保存協会の弁護士、ロバート・ハンターらが会合をもった。イーストパークとパラメントヒルは、私有地であり、価格は今日の価値にすると数百万ポンドであった。買い取りは難航した。

コモンズ保存協会は、首都圏建設局の支援を得るため、1885年に大勢のゲストを招いて、パラメントヒルの美しさをアピールし、複数の新聞が大きく取り上げた。コモンズ保存協会は、資金集めに奔走し、二つの協会区から10万ポンド、首都圏建設局から15万ポンド調達した。コモンズ保

存協会のオクタヴィア・ヒルは、タイムズ紙に「ヒース拡大のチャンスが来ている。このような機会は、もうないかもしれない」との記事を書いた。これらの努力の結果、1889年に資金が集まり、イーストパークとパラメントヒルの買い取り契約が成立し、ハムステッドヒースに追加された。

1889年、首都圏建設局 (Metropolitan Board of works) をロンドン州議会 (London County Council。以下、LCCとする) が引き継ぎ、ハムステッドヒースの管理を行なうようになった。LCCは、ハムステッドヒースを改良するため、綺麗なフットパスを作り、フットパスの両端を噴石で敷き詰め、林を切り、別の木を植え、池を埋めるなどの計画を持っていた。オクタヴィア・ヒル等がこの計画に反対し長い期間にわたって、議論が戦わされた。1897年には、ヒースの自然美を守る目的でハムステッドヒース保護協会 (the Hampstead Heath Protection society, 現ヒース・アンド・ハムステッド協会) が結成されている。(なお、オクタヴィア・ヒルはデイリーグラフィック紙に「ハムステッドの破壊」と題して投書し、「野生の草花、牧草地のスロープといった自然の状態 (natural condition)」の重要性を訴えている。イギリスの美意識における、「自然美 (natural beauties)」の意味を考察する上で興味深い。この点については、稿を改めて論じたい。現在までハムステッドヒースは、ハイパークやリージェンツパークと比較すると、きわめて人工物や装飾が少なく、野性的な状態で維持されている)。

ヒースに隣接するゴールダーズヒルは、スペンサー・ウェルズの土地であったが、彼の死後、競売にかけられた。ゴールダーズヒルを守る基金が結成され、38万ポンドで落札し、1898年に、公園として一般公衆に開放された。

オクタヴィア・ヒルの助手をしていたヘンリエッタ・バーネットは、ハムステッドヒースの拡大に尽力した。当時ハムステッドヒースに隣接する農地は、イートンカレッジのものだった。ヘンリエッタが設立したヒー

ス・エクステンション・カウンシルは、80エーカーの土地を48000ポンドで買い取るオプションを得たが、資金が足りなかった。ヘンリエッタは、裕福な友人達に保証人になってもらった。また、イートンカレッジに対して、オープンスペースに新たな住宅地とガーデンを作ることを提案し、36000ポンドまで値を切り下げ、1904年、買い取りに成功した。さらに周辺の240エーカーの土地を、郊外住宅地区を建設する目的で購入した。これが現在のハムステッド・ガーデン・サバープである。

このようにハムステッドヒースは、徐々に面積を増やしていき、現在の800エーカーにまで拡大したのである。現在、ハムステッドヒースは、自治法人ロンドン（Corporation of London）の管理下にある。

三 20世紀以降

その後も地域住民たちによってハムステッドヒースの拡大、維持、管理が続けられている。その中で、ヒース・アンド・ハムステッド協会（the Heath and Hampstead Society）の役割は重要なものである。同協会は1897年に、ハムステッド・ヒース保護協会（the Hampstead Heath Protection Society）として発足し、何度か名称変更しながら、ハムステッドヒース周辺の緑地や歴史的建造物を保護し、これをロンドン市に買い取らせる運動を行い、ヒースの面積増加に貢献している（厳密には、後述のハムステッドヒース保護基金委員会に遡る）。また、20世紀半ば以降は、ハムステッドの町自体の景観を良好に保つ運動も行っている。

協会のウェブサイトでは、起源を次のように説明している。すなわち、1829年に領主のサー・トマス・ウィルソンがハムステッドヒースへの建築を計画してから、住民達はこれに反対し続け、1866年にハムステッドヒース保護基金委員会（the Hampstead Heath Protect Fund Committee）を立ち上げ、買収のための資金調達を目指した。1869年にウィルソンが亡く

なり、1871年、ヒースはオープンスペースとなった。当初ヒースは首都圏建設局の管理下にあったが、1890年代にロンドン州議会（LCC）がこれに代わってから、野性の藪を刈込み、歩道を作るなどして整備する計画を建てた。この計画に反対し、ヒースの自然美を守るために、1897年にハムステッドヒース保護基金委員会がハムステッドヒース保護協会として再起した、というものである。

また、現在の活動として、ヒースの管理に関する自治法人ロンドンとの意見交換、不適切な開発の阻止、ローカルビジネスの支援、歴史的建造物の改装、樹木の保存などを挙げている（<http://www.heathandhampstead.org.uk/>）。

A Constant Vigilという書物は、1897年から1996年までの100年間の協会の活動記録であり、毎年発行している年報（Annual Report）を集めたものであるが、同書からいくつかの活動を紹介しよう。

1952年にロンドン市が、それまでの方針を撤回してハムステッドヒースを開発する方針を打ち出した際、協会は反対している。また、協会のメンバーによって植生調査が行われていて、1956年の年報には、効果的な枝打ちの方法が絵入りで紹介されている。また、マナーの悪い利用が増えることで、希少植物に悪影響がでることをしばしば警告している。100年以上前の絵画や写真を見ると、ハムステッドヒースの樹木層はきわめて貧弱であり、原っぱや砂地が多かったことがわかる。19世紀以降の植林、枝打ち、間伐や自転車の利用規制などによって、現在のような深い森になったのであるが、協会の果たした役割は大きい。

また、ヒースは柵で囲まれ、柵の外は道路になっているが、自動車の往来が激しい。1965年にスパニャーズ・ロードという道路に建っているToll houseという小屋の撤去計画が持ち上がった際、協会はこれに反対した。この建物を撤去して車道の幅を広げることを阻止しようとしたのである。数年間の反対運動の結果、現在でもこの小屋は残っている。この小屋

のせいで、このあたりはかろうじて軽自動車がすれ違える程度の幅になっており、自動車の往來を緩和している。これなどは、協会の活動がヒースの保護のみならず、町の景観や住環境の向上に広がっていることを示している。

ファストフードのマクドナルド出店に関する事例は興味深い。ハムステッド・ハイストリートに、マクドナルドの出店計画が持ち上がったことに対して、協会は、派手な外装及び道路の渋滞が予想されるとして懸念を表明した。結局1990-91年に出店されるのであるが、外装はお馴染みの赤ではなく、しごく地味な黒い建物になっており、協会の意向が反映されている。

また、大資本による侵略からいかに町を守るか、具体的には伝統的な個人の店をいかに維持するかという点にも注意が払われている。例えば、ハムステッド・ハイストリートには、小規模なコミュニティ・マーケットとコミュニティ・センターがある。マーケットには果物屋、魚屋、肉屋、チーズ屋など6店舗が商品を並べているだけである。隣のコミュニティ・センターでは様々な催し物が開催されている。例えば、古本市、骨董市、クリスマスカードフェアなどである。1974-75年の年報では、このような小さな店舗が、レストランやブティックの猛攻撃により消滅するのではないかと懸念している（2013年現在、マーケットもコミュニティ・センターも存続している）。

協会の会員数は1946年の323人から、1991年には1200人に増加し、現在は約2000人の会員数であるという。

現在、この地域にはHam and High, Wood and Valeというローカル新聞がそれぞれ週一回発行されているが、頻繁に協会の意見や活動が記事になっている。最近のもっとも大きな話題は、自治法人ロンドンによるダム建設計画である。ヒースには多数の池があり、多くの水鳥が人々の目を楽しませている。また、水泳が許可されている池や魚釣りが許可されている

池もある。しかし、記録的な大雨が降った場合、池の水が氾濫する恐れがあるとして、ダム建設が計画されていることが明らかになった。2012年1月26日のWood and Valeには、そのような大きな嵐は99.9%ないという協会の意見が掲載されている。ダム建設によって、100年以上かけて育てられてきたヒースの自然が著しく損壊することは確実であり、協会として反対の立場を表明しているのである。

他にも、ハイスピードレール建設への反対運動も特筆される。ハイスピードレールは、ロンドンとブリンガムを結ぶ高速列車で、2026年までに工事を終える予定であるが、ハムステッド近隣にも線路が建設される。この工事によって、大気汚染、騒音などで住環境が悪化し、地価も下がる。協会は警告している（2012年1月12日、Ham and High）。また、この件に関して、一般公開の会合が開かれ100人以上の住民が集まったという（2012年2月1日、Ham and High）。

このように、協会の問題意識はヒースの保護を超えて、地域全体の良好な環境の維持に広がっている。その内容として、スモールビジネスの維持も含まれている。しかし、現在のハムステッドの街は、ロンドン有数の高級住宅街となり、地価も上り、瀟洒なブティックや大型店舗、ファストフードやカフェのチェーン店が並んでおり、協会が理想とする街並みを維持することが難しくなっている。また、ヒースへの開発圧力が繰り返して生じてくることも予想され、今後も協会の活動は継続されるであろう。

むすびに

筆者がロンドンのオープンスペースを調べ始めて興味深かったことは、パブリックな領域の存在である。それは、「官（国家）」からも「私」からも独立した「パブリック（共）」な領域である。今回十分に検討できなかったが、ヒース・アンド・ハムステッド協会もしばしば一般公開の会合を開

催しているし、そもそもロンドンでは、デモや集会在毎日のようにどこかで開かれている。チャリティイベントも盛んである。反原発デモでさえ窮屈な日本とは明らかに異なる。その歴史的な背景は何であろうか。今後の課題として想定しているのは、地域の多様なグループの検討である。

例えば、ハムステッドには、300年の歴史をほこるハムステッド泉信託 (the Hampstead Wells Trust) という慈善団体があり、ホームレスや高齢者への支援、奨学金活動などを行なっている^(注11)。また、筆者がハムステッド関係の文献をあたってると、20世紀初頭の文学サークル、歴史研究サークル等の会報を目にすることがしばしばあった。このような多様な公共空間の存在がコモンズ保存の住民団体の背景にあるのではないだろうか。今後も、イギリスのパブリックな領域について調べていきたいと考えている。

最後に日本のオープンスペースの現状と今後について考察する。日本では入会地がオープンスペースとして開放されている例は少ないといわれている。日本の入会権の「近代化」は、入会権の権利者集団の意思だけで入会地を処分できるという方向に進んだため、「バブル期にはリゾートマンションやゴルフ場のためにドンドン売却され」、また「コモンズのオープンスペース化」という、現代的なコモンズ論は展開しなかった^(注12)。入会林野については、「運営を競争的な市場経済の中に組み入れることで、入会ひいては農山村を「近代化」することに終始した。具体的には、生産森林組合などの私的性格の強い団体の創設へという路線をひた走った^(注13)」。このようなイギリスと日本の違いの要因を検討することは今後の課題としたい。

他方で、コモンズに関する研究自体は活発であり、2009年にはエリノア・オストロムがコモンズの研究でノーベル経済学賞を受賞している。また、「里山」という視点からも、入会地や緑地の有効利用に関して研究されている。

本稿では研究史を詳述する余裕はないが、『コモンズ論の挑戦』(新曜社、

2008年)の第三部、『グローバル時代のローカル・コモンズ』(ミネルヴァ書房, 2009年)の終章などを参照していただきたい。コモンズ研究が、地域的, 時代的, 研究領域的に広がりを見せていることは確かであり, 一例として, 前述した『コモンズ論の挑戦』掲載論文のタイトルを挙げておく。

菅豊: コモンズの喜劇—人類学がコモンズ論に果たした役割—

三井昭二: 林政学的コモンズ論の源流—入会林野論の100年とその時代背景—

山本伸幸: 地域主義とコモンズ論の位相

三俣学: コモンズ論再訪—コモンズの源流とその流域への旅

加藤衛拡: 近代日本の青年組織による共同造林—埼玉県秩父郡名栗村「甲南知徳会」を事例として—

石崎涼子: 「みんなのもの」としての森林の現在—市民と自治体が形づくる「みんな」の領域—

山下詠子: 所有形態からみた林野入会の現状—長野県北信地域を事例として—

浦久保雄平: 里山保全における条例の役割

笹岡正俊: 超自然的存在と「共に生きる」人びとの資源管理—インドネシア東部セラム島山地民の森林管理の民俗—

田中求: ローカル・コモンズと地域発展—ソロモン諸島における資源利用の形態から—

三井昭二: コモンズ論における市民社会と風土

北尾邦伸: 市民社会論としてのコモンズ論へ

井上真: コモンズ論の遺産と展開

なお, エリノア・オストロムの研究に示唆を受け, 児童公園やマンションといった「都市コモンズ」の研究に取り組んでいる高村学人『コモンズ

からの都市再生』（ミネルヴァ書房，2012年）も、本稿で取り上げた都市部のオープンスペースを考えるうえで参考になった。

確かにこれまで、「コモンズのオープンスペース化」という現象はあまり見られなかったかもしれないが、今後は、私有地や緑地が「オープンスペース化」していく事例が増えていくのではないかと推測している。例えば、向ヶ丘遊園閉園後、その跡地利用に関して、「向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会」やその他の地域の町内会等から市に対して公共的利用を促す施策を講じる請願書が提出された。この影響もあってか、川崎市は小田急電鉄と、跡地利用を容認しつつも、緑地を維持する「基本合意」に達した (<http://homepage3.nifty.com/plaza/yuhen/yuhen85.htm>)。同会のウェブサイトによると概要は次のようなものである（ただし、跡地利用計画について、まだ流動的であり、話し合いは継続中である）。

2001年9月、小田急電鉄（株）の向ヶ丘遊園閉園の発表に接した多くの市民の間に、この遊園地の緑豊かな自然を保全してほしい、75年の長い間市民いこいの場であった場所を残して欲しいという希いが高まりました。

この希いは2002年2月「向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会」が川崎市議会に提出した「向ヶ丘遊園跡地の保全」に関する請願に結集され、同様の趣旨の請願・陳情を提出した4団体の賛同署名は60803名に達しました。

遊園地閉園後、ばら苑は市民の要望に応じて川崎市が管理運営を続け、2004年には川崎市がばら苑とその周辺を含む7.4haの購入を決定しました。さらに同年11月には遊園跡地の3/4に相当する21.7haを「緑地編入ゾーン：5ha」「樹林地ゾーン：2ha」「ガーデンゾーン：7.5ha」「事業ゾーン：7.2ha」の4ゾーンに区分するという内容で川崎市と小田急電鉄（株）との間で基本合意が成立しました。

今後、人口減少が確実な日本において、遊休地や使用されなくなる建物が増えていくことが予想されるが、その利用方法を検討するにあたって、近年のコモンズ論も参考になるであろう。

注

- (注1) 邦訳は平松紘監訳『イギリス土地法』、日本評論社、1980年、190頁
- (注2) 室田武編著『グローバル時代のローカル・コモンズ』、ミネルヴァ書房、2009年、28～29頁
- (注3) 平松紘『イギリス環境法の基礎研究』、啓文堂、1995年、250頁～251頁
- (注4) 平松紘『イギリス環境法の基礎研究』、啓文堂、1995年、262頁
- (注5) 平松紘『イギリス環境法の基礎研究』、啓文堂、1995年、329頁～332頁
- (注6) 平松紘『イギリス環境法の基礎研究』、啓文堂、1995年、330頁
- (注7) 室田武・三俣学『入会林野とコモンズ』、日本評論社、2004年、126頁
- (注8) 戒能通厚『土地法のパラドックス』、日本評論社、2010年、513頁
- (注9) 三俣学・森元早苗・室田武編『コモンズ研究のフロンティア』、東京大学出版会、2008年、68頁
- (注10) 室田武・三俣学『入会林野とコモンズ』、日本評論社、2004年、103頁～104頁
- (注11) Christopher Wade, For the Poor of Hampstead for ever, 1998.
- (注12) 平松紘『イギリス緑の庶民物語』、明石書店、1999年、66頁
- (注13) 三俣学・森元早苗・室田武編『コモンズ研究のフロンティア』、東京大学出版会、2008年、72頁

[謝辞] 本稿執筆にあたり、「向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会」の皆様には、フィールドワークに参加させていただき、大変貴重なお話をうかがわせていただきました。ここに記して、感謝申し上げます。

筆者は2011年4月から、2012年3月まで、流通経済大学教員留学制度により、ロンドン大学に研究留学する機会をいただいた。本稿は、この期間の研究が基になっている。本学関係者のみなさまに対して、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。